

4 総合的な学習の時間の充実 (小・中)

4 質の高い教育を
みんなに



－各学校において定める目標及び内容や探究的な学習の指導のポイント－

総合的な学習の時間は、学校が地域や学校、児童生徒の実態に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすると同時に、探究的な学習や協働的な学習とすることが重要である。

そのため、各学校において目標及び内容を設定し、「探究的な見方・考え方」を働かせ、総合的・横断的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

○学校の特色に応じた取組が増えた→●各学校における目標等や学習過程の充実で課題。
◇各学校において定める目標及び内容の見直しや探究プロセスを意識した指導を行う。

(1) 各学校において定める目標及び内容の見直し

- ① 各学校が総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、第1の目標の趣旨と各学校における教育目標を踏まえて設定し、育成することを目指す資質・能力の三つの柱ごとに設定すること。
- ② 「目標を実現するにふさわしい探究課題」「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」を設定すること。(※探究課題…従来の学習対象として説明されてきたものに相当する)
- ③ 他教科で育成する資質・能力を相互に関連付け、日常生活や社会との関わりを重視すること。
- ④ 教科等を超えた全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などの資質・能力の育成に配慮すること。
- ⑤ 体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等は引き続き重視すること。

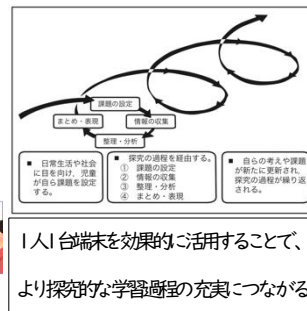


(2) 探究プロセスを意識した指導のポイント

探究的な学習とするためには、「①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現」の学習過程が繰り返される中で、児童生徒の資質・能力が育ち、学習が更に深まっていくようにすることが重要である。

【学習過程を探究的にすること】

- ① 課題の設定…体験などを通して、課題を設定し課題意識を持つ。
- ② 情報の収集…必要な情報を取り出したり収集したりする。
- ③ 整理・分析…収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。
- ④ まとめ・表現…気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現すること。



【他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること】

- ① 多様な情報の収集…情報の多様さと多さは整理や分析を質的に高める。
- ② 異なる視点からの検討…異なる視点や異なる考え方があることの方が深まる。
- ③ 地域の人と交流、友達と一緒に学習…共に学ぶことが個人の学習や集団の学習の質も高める。



(3) 指導と評価の一体化

- ① 探究課題ごとに単元の目標及び単元の評価規準を設定して、評価方法や評価時期を工夫した単元指導計画を作成し、指導と評価の一体化(指導→評価→指導)による授業改善に取り組む。
- ② 目標に準拠した評価及び個人内評価を充実させるため、評価資料や評価場面を適切に設定し、客観的な評価に努めるとともに、児童生徒の進歩の状況を認め・励ます等の自己評価・個人内評価を適切に取り入れる。



■関連資料■

◎『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(小学校編)』	文部科学省	令和3年
◎『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(総合)』	文部科学省	令和2年
◎『小(中)学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』	文部科学省	平成29年
◎『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(中学校編)』	文部科学省	平成22年

4 総合的な探究の時間の充実 (高等学校)

－ 自己のキャリア形成の方向性と関連した横断的・総合的な探究活動の推進－



「総合的な探究の時間」は「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指す。」ことを目標としている。

このため、各学校においては、生徒や学校、地域の実態等に応じて、総合的な探究の時間の目標とその目標を実現するにふさわしい探究課題を設定し、生徒が自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら問いを見だし探究することのできる力を育成するため、創意工夫を生かした教育活動を行う必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- 「整理・分析」、「まとめ・表現」に対する取組が課題。
- ◇目標を実現するにふさわしい探究課題を設定することに重点。

(1) 指導体制を確立し、全体計画の工夫・改善・充実を図る

- ① 全職員で趣旨や内容等について共通理解を図り、各学校における**目標、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力、内容を設定**し、全体計画や年間指導計画を作成する。
- ② 校内研修等を通してすぐれた実践事例や先進校の取組に学び、自校の実践に活かす。
- ③ 指導計画、指導方法、指導体制、学習形態等について学校全体で評価し、常に工夫・改善・充実を図る。
- ④ 生徒が取り組む**探究が高度化し、自律的に行われるよう**、工夫・改善・充実に努める。

(2) 学習内容・学習指導の工夫・改善・充実を図る

- ① 現代の諸問題に対する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題等の**目標を実現するにふさわしい「探究課題」を設定**する。
- ② 各教科及び特別活動で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、**実社会・実生活の中で総合的に活用**できるようにする。
- ③ 他者と協働して課題を解決する学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動、コンピュータなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動が行われるようにする。
- ④ 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。
- ⑤ 読書センター、学習センター、情報センターとしての**学校図書館を積極的に活用**し、地域の社会教育施設等と連携して、課題解決的な学習を展開する。

(3) 保護者や地域社会との連携・充実を図る

- ① 保護者や地域の人材、大学等と連携を図り、**地域の素材や学習環境を積極的に活用**する。
- ② コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の活用や小・中学校の地域学校協働本部との連携を図る。
- ③ 人材や施設に関するリストを作成し、地域の教育資源を活用した指導の工夫・改善・充実を図る。

■関連資料■

◎『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』

国立教育政策研究所 令和3年

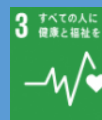
◎『高等学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領解説編』

文部科学省

平成30年

5 健やかな心と体を育む教育の充実 (小・中)

— 心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上 —



健康に関する指導については、生涯を通じて自らの健康を保持増進していく資質・能力を育成するため、教育活動全体を通じて行う必要がある。

体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、学習指導の工夫・改善を図る必要がある。併せて、運動部活動の充実や適正化を促進し、発達の段階に応じた基礎的な体力の向上に努めることが重要である。

ここがポイント (取組の重点)

- 健康教育は教育活動全体を通じて行う
- 運動習慣の二極化傾向が見られる
- ◇授業改善に重点

(1) 学校・家庭・地域社会と連携して学校保健の充実を図る

- ① 児童生徒の健康課題を解決するために、**保健主事**を中核として、学校三師、保護者及び専門機関と十分な連携のもと、**学校保健委員会**を年3回開催し、**組織的・計画的**に取り組む。
- ② 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導においては、児童生徒の発達の段階や学校・地域社会の実態を考慮し、**学校教育活動全体を通じた指導**の工夫・改善を図る。
- ③ 心身の健康について関心を持ち、課題解決できる児童生徒の育成、健康な生活習慣を形成するために、**保健室経営**を充実させるとともに、**学校教育活動全体を通じた健康教育**の工夫・改善、**保護者・学校医等と連携し家庭・地域社会と一体**となった支援体制の充実を図る。
- ④ 児童生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、校内・関係機関等と連携を図る**コーディネーター的役割**に努める。
- ⑤ 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために、学校環境衛生活動については、教職員がそれぞれの職務の特殊性を生かし、「学校環境衛生基準」に基づき、**組織的・計画的**に取り組む。

(2) 体育・スポーツ活動の指導の充実を図る

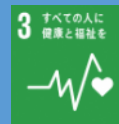
- ① 小学校6カ年、中学校3カ年及び小中9カ年を見通した年間指導計画の作成及び**指導と評価の一体化を推進し、妥当性と信頼性を確保する評価計画(評価規準)**を作成する。
- ② 本県の伝統文化である空手道、郷土の踊り等を、教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、指導者の育成及び外部指導者の活用を図る。
- ③ 校内体力向上推進委員会等を設置して、新体力テスト及び泳力調査を計画的に実施・分析し、各学校や個に応じた数値目標や体力的課題等を明確にして、**体力向上のための「一校一運動」を展開するなど、学校の教育活動全体を通じて体力・泳力の向上に努める。**
- ④ 中学校における運動部活動は、生徒が参加しやすい実施形態などを工夫するとともに、入部の奨励を促すなど、加入率の向上に努める。また、**休養日や練習時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。**

小学校における運動・スポーツ活動(スポーツ少年団等)は、**社会体育活動として位置づけられており**、児童の健やかな成長や発達を阻害することがないように指導者との連携を密に行い、学校経営方針に沿った適切な活動の推進に努める。

■関連資料■

◎『部活動等の在り方に関する方針(改定版)』	沖縄県教育委員会	令和3年
◎『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』	日本学校保健会	令和元年
◎『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料』(小学校編)	日本学校保健会	令和元年
◎『学校環境衛生管理マニュアル』(平成30年度改訂版)	文部科学省	平成30年
◎『小学校学習指導要領解説 体育編』	文部科学省	平成29年
◎『中学校学習指導要領解説 保健体育編』	文部科学省	平成29年

5 健やかな心と体を育む教育の充実 (高等学校)



— 心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上 —

健康に関する指導については、生涯を通じて自らの健康を保持増進していく資質・能力を育成するため、教育活動全体を通じて行う必要がある。

体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、学習指導の工夫・改善を図る必要がある。併せて、運動部活動の充実や適正化を促進し、発達の段階に応じた基礎的な体力の向上に努めることが重要である。

ここがポイント (取組の重点)

- 健康教育は教育活動全体を通じて行う
- 運動習慣の二極化傾向が見られる
- ◇授業改善に重点

(1) 学校・家庭・地域社会と連携して学校保健の充実を図る

- ① 生徒の健康課題を解決するために、**保健主事**を中核として、学校三師、保護者及び専門機関と十分な連携のもと、**学校保健委員会**を年3回開催し、**組織的・計画的**に取り組む。
- ② 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導においては、生徒の発達の段階や学校・地域社会の実態を考慮し、**学校教育活動全体を通じた指導**の工夫・改善を図る。
- ③ 心身の健康について関心を持ち、課題解決できる生徒の育成、健康な生活習慣を形成するために、保健室経営を充実させるとともに、**学校教育活動全体を通じた健康教育**の工夫・改善、**保護者・学校医等と連携し家庭・地域社会と一体**となった支援体制の充実を図る。
- ④ 生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、校内・関係機関等と連携を図る**コーディネーター的役割**に努める。
- ⑤ 生徒の心身の健康の保持増進を図るために、学校環境衛生活動については、教職員がそれぞれの職務の特殊性を生かし、「**学校環境衛生基準**」に基づき、**組織的・計画的**に取り組む。

(2) 体育・スポーツ活動の指導の充実を図る

- ① 地域や学校の実態及び中学校との関連、生徒の特性等を十分に考慮するとともに、**教科体育や体育的行事、運動部活動との関連**を図りながら、将来を見通した年間指導計画を作成する。
- ② 個を伸ばすため、**選択制授業の拡充**を図るとともに、**チームティーチング**による指導や学習形態の工夫・改善及び指導と評価の一体化を推進し、**妥当性と信頼性を確保する評価計画(評価規準)**を作成する。
- ③ 本県の伝統文化である**空手道、郷土の踊り等**を、**教科体育や学校行事等に積極的に取り入れる**とともに、**指導者の育成及び外部指導者の活用**に努める。
- ④ **校内体力向上推進委員会等**を設置して、**新体力テスト及び泳力調査**を計画的に実施・分析し、各学校や個に応じた数値目標や体力的課題等を明確にして、**体力向上のための「一校一運動」を展開**するなど、**学校の教育活動全体を通じて体力・泳力の向上**に努める。
- ⑤ 生徒の自主的、自発的な参加により行われる運動部活動は、生徒が参加しやすい実施形態などを工夫するとともに、**入部促進期間を複数回設定**するなど加入率の向上に努める。また、**休養日や練習時間を適切に設定**するなど、生徒の**バランスのとれた生活や成長**に配慮する。

■関連資料■

- | | | |
|----------------------------------|----------|-------|
| ◎『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料』(高等学校編) | 日本学校保健会 | 令和3年 |
| ◎『部活動等の在り方に関する方針(改定版)』 | 沖縄県教育委員会 | 令和3年 |
| ◎『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』 | 日本学校保健会 | 令和元年 |
| ◎『平成30年度児童生徒の体力・運動能力・泳力調査報告書』 | 沖縄県教育委員会 | 平成31年 |
| ◎『学校環境衛生管理マニュアル』(平成30年度改訂版) | 文部科学省 | 平成30年 |
| ◎『高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編』 | 文部科学省 | 平成30年 |

5 健やかな心と体を育む教育の充実 (特別支援学校)



— 心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上 —

健康に関する指導については、家庭・地域社会と連携し、幼児児童生徒の障害の状態や体力、健康状態等を的確に把握し、生涯を通じて自らの健康を保持増進していく資質・能力を育成するため、教育活動全体を通じて行う必要がある。

体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、学習指導の工夫・改善を図る必要がある。併せて、運動部活動の充実や適正化を促進し、発達の段階に応じた基礎的な体力の向上に努めることが重要である。

幼・小・中・高等学校の教育課程を履修する幼児児童生徒については、各校種の記載内容も考慮し準用する。

ここがポイント (取組の重点)

- 健康教育は教育活動全体を通じて行う
- ◇授業改善に重点

(1) 学校・家庭・地域社会と連携して学校保健の充実を図る

- ① 幼児児童生徒の健康課題を解決するために、**保健主事**を中核として、学校三師、保護者及び専門機関の協力のもと、学校保健委員会を年**3回**開催し、組織的・計画的に取り組む。
- ② 重度重複化、多様化した幼児児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康安全マニュアルを作成し、個々の幼児児童生徒の心身の発育・発達段階や疾病・障害の程度等を考慮した指導に努める。さらに、重度の身体機能障害の幼児児童生徒には理学療法士等の行う訓練技法による指導が欠かせないものであることから、その基礎的なノウハウについて教員等が、自立活動の指導技法向上のための他機関と連携した研修会を通して、**指導力の向上**を図る。
また、保健室を校内保健センターとして位置づけ、保護者及び地域の医療機関と連携した緊急時の対応ができるよう**機能の充実**に努める。
- ③ 健康教育は、幼・小・中・高等部が連携し、各教科、各領域及び総合的な学習(探究)の時間において関連付けて指導し、自ら進んで健康的な生活習慣を実践することができる能力と態度の育成を図る。
また、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導は、幼児児童生徒の発達の段階や学校・地域社会の実態を考慮し、特設授業や関連教科等における指導の工夫・改善を図る。
- ④ 生徒の心身の健康の保持増進を図るために、学校環境衛生活動については、教職員が、それぞれの職務の特殊性を生かし、「学校環境衛生基準」に基づき、組織的・計画的に取り組む。

(2) 体育・スポーツ活動の指導の充実を図る

- ① 幼児児童生徒 | 人 | 人の身体的・精神的な発達の状況を把握し、学習活動を行う場合に生じる**困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫**を計画的、組織的に行う。
- ② 各種の運動に親しませ、身体機能の回復や体力の向上等が図れるよう、**個に応じた指導計画**を作成するとともに、指導内容や指導法の工夫・改善に努める。
- ③ 幼児児童生徒の**十分な学びを確保**し、一人一人の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させるよう努める。
- ④ 本県の伝統文化である**空手道、郷土の踊り等**を、教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、**指導者の育成及び外部指導者の活用**に努める。

■関連資料■

◎『改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引』	文部科学省	令和3年
◎『改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引』	文部科学省	令和2年
◎『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料』	日本学校保健会	令和元年
◎『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』	沖縄県教育委員会	平成31年
◎『改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引』	文部科学省	平成31年
◎『学校環境衛生管理マニュアル』(平成30年度改訂版)	文部科学省	平成30年